

広島県告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成二十四年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		木江		大字	上 欄
野賀		大楡	小楡	柿之浦	
一〇〇二〇の二、一〇〇二〇の三	一〇〇〇八の二、一〇〇〇八の三	五一七八の六、甲一〇二八一の九、甲一〇二八一の一一及びこれらに隣接する道路である町有地の全部	五一五九の四、一〇三二六の二、一〇三二八の三	丁二四二の二	地 番
		木江		大字	下 欄
柿之浦	伊佐岐	岩白	宇浜	都志阿納	